

# 独立行政法人日本貿易保険(NEXI)について

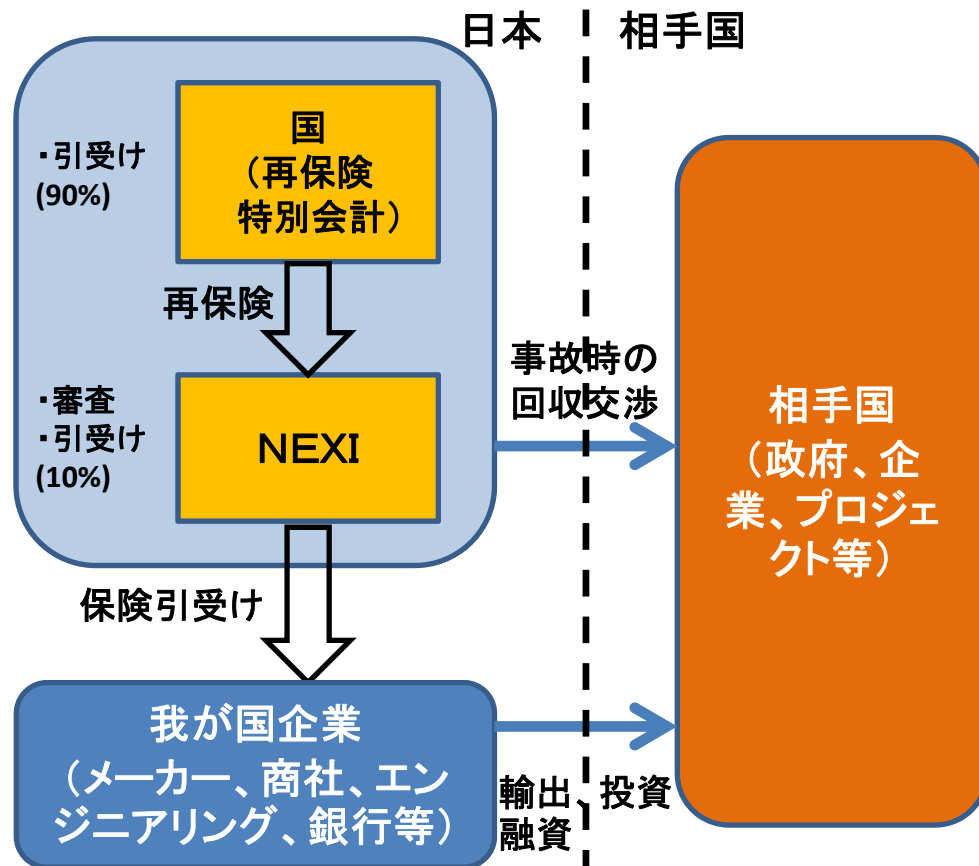
平成25年10月30日

経済産業省

貿易経済協力局

# 貿易保険制度の概要

- ①我が国企業の対外取引(輸出、投資、融資等)に伴う民間の保険では引き受けられないリスクをカバー。
- ②国がリスクを引き受け。ただし、運営費交付金は受けておらず、利用者からの保険料を原資として、長期で収支が均衡するよう特別会計で区分経理。
- ③貿易保険が引き受けるリスクは、「非常リスク」(相手国政府のリスク。戦争、内乱、外貨送金停止など)と「信用リスク」(相手方の破産のリスク、プロジェクトのリスクなど)



## 【過去の主な保険事故】

- 中南米累積債務問題に係る債務繰り延べ (83年～93年) 3,500億円 24年で回収
  - イラン・イラク戦争によるIJPC石化プロジェクト 777億円 回収できず
  - 旧ソ連崩壊に係る債務繰り延べ (92年～2001年) 2,000億円 14年で回収
- ⇒相手国政府リスク、特に返済リスクが主流

## 【直近2年の主な保険引受け】

- ベトナム/ニソン製油所・石油化学プロジェクト(プロジェクト総額 約9,000億円※)
- 英国/日立IEP鉄道プロジェクト (プロジェクト総額 約6,000億円※)
- オーストラリア/イクシスLNGプロジェクト (プロジェクト総額 約3兆4,000億円※)
- ボーイング787 (日本部品の輸出支援。エチオピア航空等)

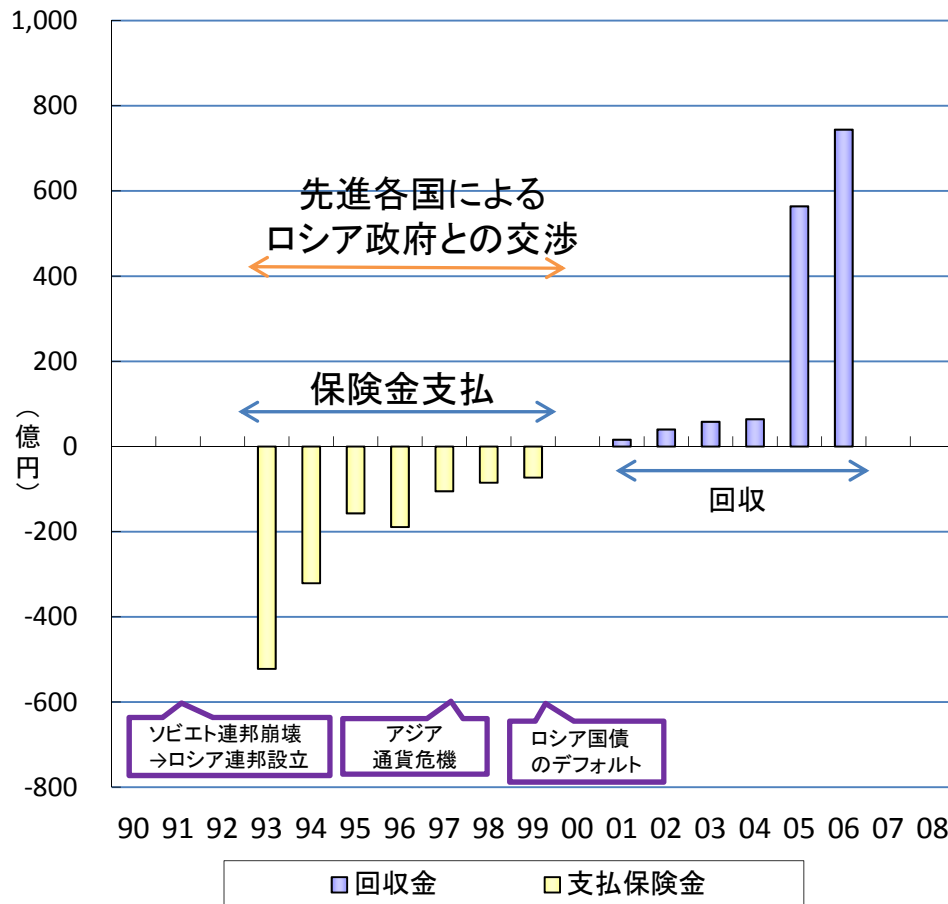
(※ 外貨建てを当省にて円換算した金額)

⇒近年はプロジェクトリスクも重要な柱

# 事例

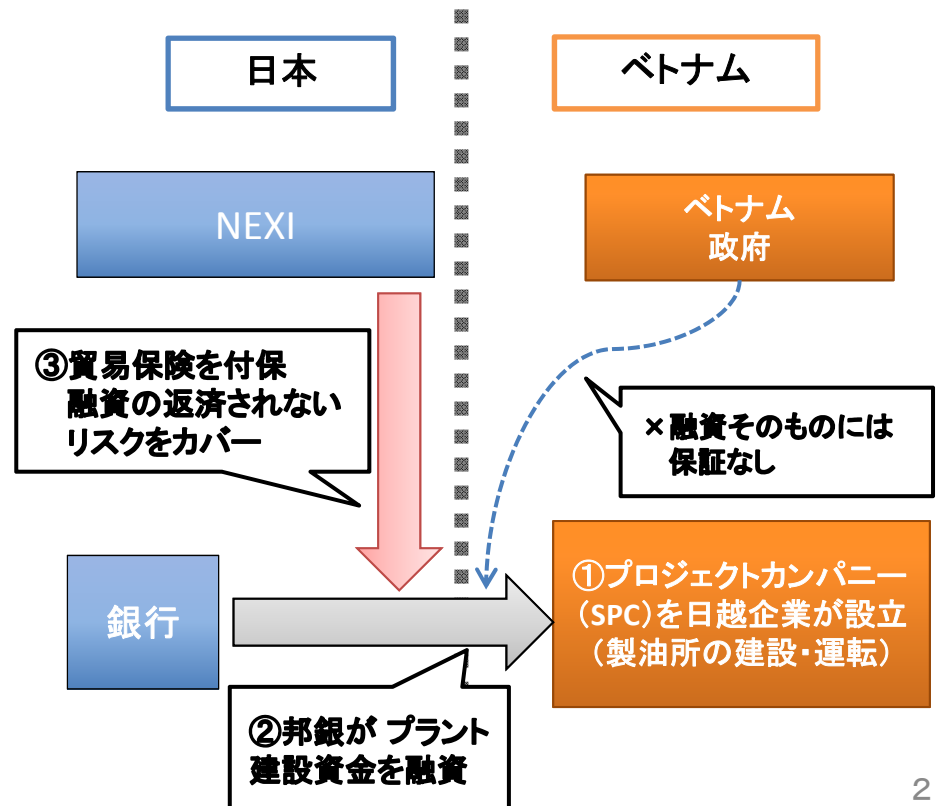
## ①旧ソ連に関する保険金支払と回収

- 旧ソ連の崩壊に際し、同国は外貨準備が枯渇、**先進各国への返済が延滞**。貿易保険を付けている我が国企業に対する延滞額は約2000億円、これに対しては保険金が支払われた。
- 国対国の交渉及び回収には10年以上の歳月。



## ②ベトナム/ニソン製油所

- プロジェクトカンパニーに対し、邦銀が建設資金を融資、NEXIはこの融資が返済されないリスク(プロジェクトリスク)を引受け。
- 従来は、このような国家プロジェクトに対しては、当該国が返済を保証。この場合、NEXIは、当該政府の不払いリスク(非常リスク)を引受け。
- 近年、途上国でも財政規律が厳格化、政府保証のない案件が増加。プロジェクトリスクの引受けの重要性が高まっている。



# 貿易保険を取り巻く環境変化

## 役割の増大

- 今後、我が国企業の海外展開、インフラ輸出（現行10兆円⇒2020年 30兆円）、資源確保などの分野で、貿易保険の重要性はますます増大。

【日本再興戦略（平成25年6月14日閣議決定） 抜粋】

・我が国企業の海外インフラプロジェクトへの参画を促進する。このため、民間の保険では提供できないテロ・戦争等によるリスクや、我が国企業の海外子会社による第三国向け技術提供や投資に係るリスクを新たに対象とする貿易保険制度の改正について、早期に検討を進め必要な法制上の措置等を講ずる。

・世界の膨大なインフラ需要を積極的に取り込むため、…2020年に「インフラシステム輸出戦略」（本年5月17日「経協インフラ戦略会議」）で掲げた30兆円（現状約10兆円）のインフラシステムの受注目標を達成する。

## 対応リスクの複雑化

- 非常リスクの分野において、「相手国の権利侵害」や「政策変更リスク」に対応する案件が増大。従来は「戦争」や「収用リスク」が中心。
- また、「プロジェクトリスク」に対応する案件が増大。従来は「相手国政府の不払いリスク」が中心。

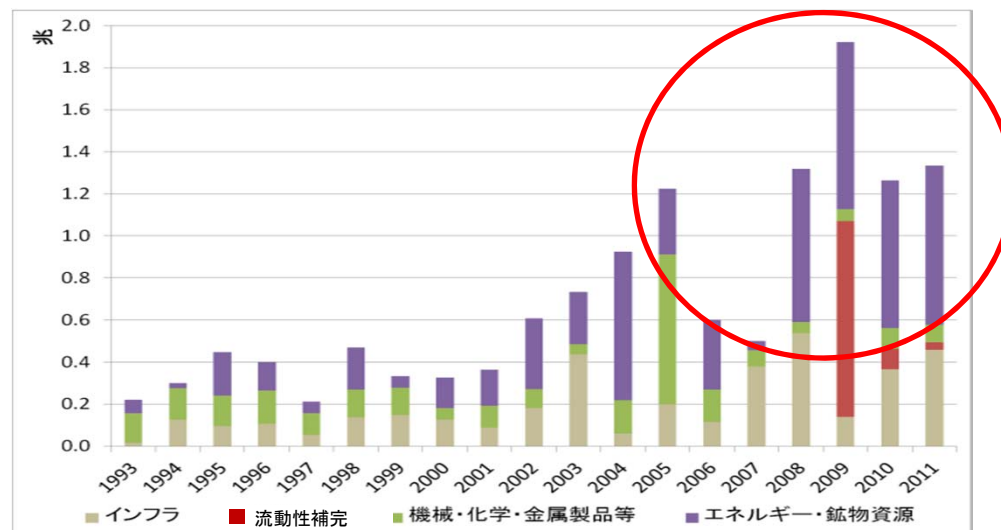


- ファイナンススキームが複雑化していることを背景に、案件組成に要する期間が長期化。

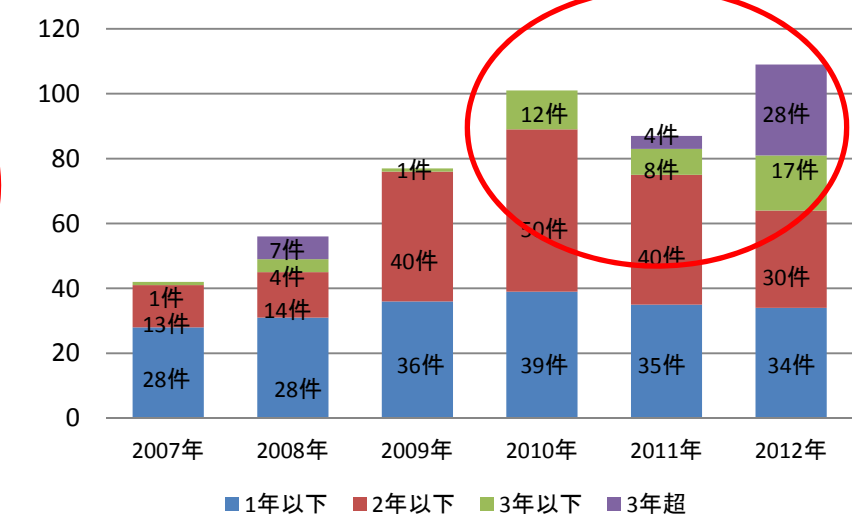


- 案件ごとに、経営トップによる高度な経営判断がますます重要。

## ○中長期保険のセクター別保険金額



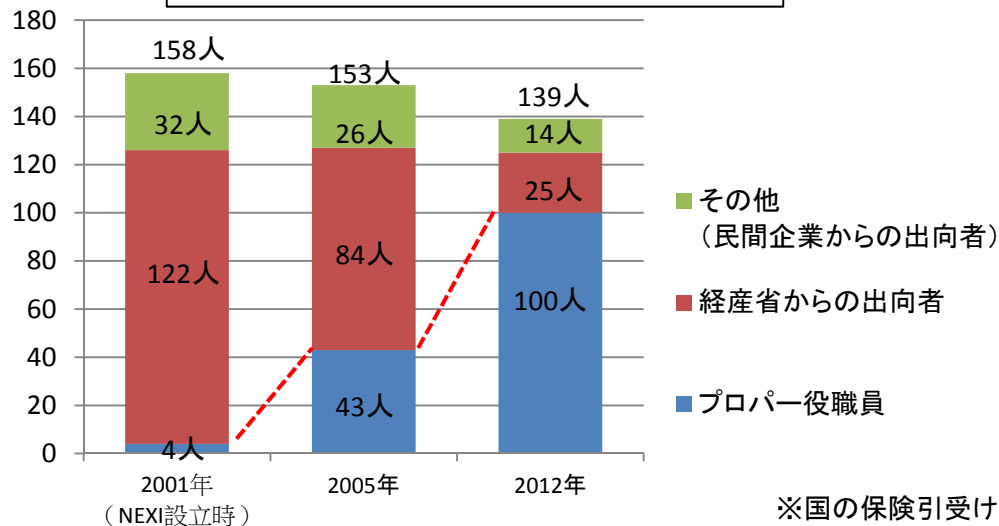
## ○案件組成に要する期間



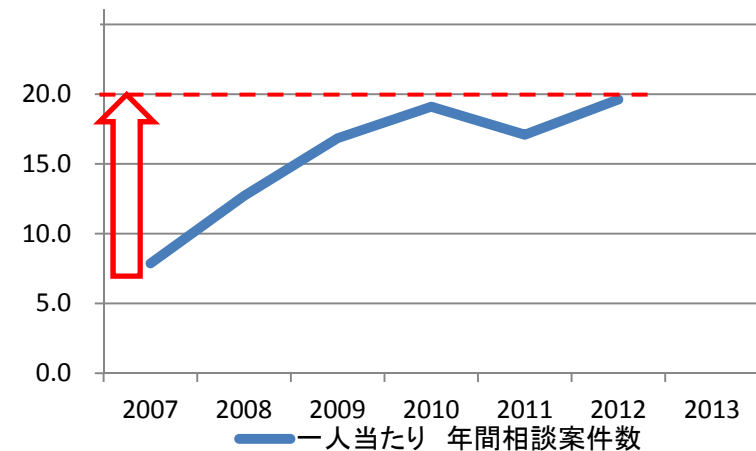
# 独立行政法人化後の人的対応とその限界

- 2001年、専門性向上・効率化を目指し、審査及び引受け事務を国から独立行政法人(NEXI)に切り出し。
- 以降、職員の専門化を進め、現在約7割の専門職員によるプロパー化を達成。
- しかし、独立行政法人一律の取り扱いの中で、役職員及び業務費ともに削減。(2005年度役職員数153人、46.3億円⇒2012年度役職員数139人、35.7億円)。各国貿易保険機関と比べて一人当たりの引受金額は突出。
- 現在の職員一人当たりの年間相談件数は2007年度に比べ2.5倍。限界水準であるが、利用者からはさらに幅広く相談に応じて欲しいとの要望あり。

NEXIの役職員構成比率の推移



NEXIの一人当たり年間相談案件数



	日	韓	中	米	伊	仏	独
保険の引受形態(国の役割)	NEXIが引受(国が再保険)	ECAが引受(国が最終保証)	ECAが引受(国の関与不明)	ECAが引受(国が最終保証)	ECAが引受(国が最終保証)	保険業務の一部(審査・回収等)をECAに長期一括委託(国が保険引受)	保険業務の一部(審査・回収等)をECAに長期一括委託(国が保険引受)
人員数	142	444	1,937	407	656	338※	418※
1人当たりの引受金額(億円)	580	294	81	70	107	32	86

他国の貿易保険機関と比べ、NEXIの審査・引受け能力が劣れば、

- NEXIの利用者である我が国企業は他国企業に比べて不利。
- 複数国企業が参加する国際プロジェクトに日本企業が参加できなくなる恐れあり。

# 独立行政法人制度・組織の見直しについての要望

## 1. 基本的考え方

○近年、複雑なリスクの案件が増大。



○高度なビジネス判断の重要性が高まる。



○従来の**理事長独任制**に代わり、**取締役会による内部統制**を備えた**ガバナンス機能**を確立することが必要。

○その際、適正なガバナンスの下、予算管理及び組織・事務の運用の弾力性を経営に与えることが必要。

貿易保険は、

- ・民間では引受けられないリスクの引き受けという事業の特殊性、及び
- ・国の政策実施機関としてのステイタス※の必要性から、民間の株式会社によっては運営できない。

よって、これまでの(下記「2. 具体的措置」を踏まえた形での)「政府全額出資特殊会社化」の議論は妥当。

※国際租税条約上、公的機関による輸出金融等については輸出先国での利子への源泉徴収税免除の特例が規定されているが、そのためには、政府が100%株式を保有する機関であることが必要。

## 2. 具体的措置

- ①政府全額出資
- ②NEXIの保険金支払債務等に係る政府保証
- ③非課税措置
- ④国の監督権限
- ⑤予算管理及び組織・事務の機動性確保

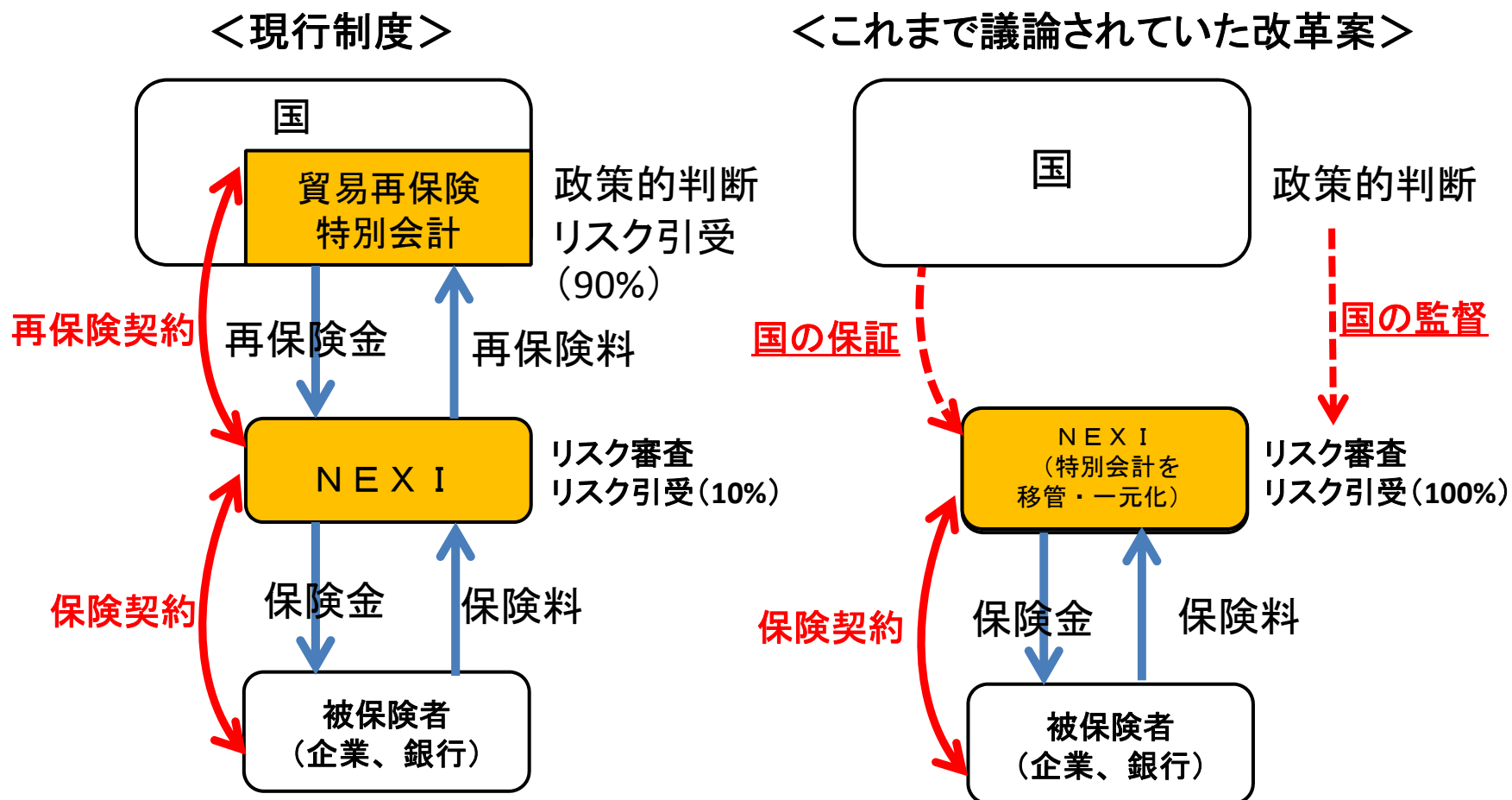
### 【参考】

行政刷新会議 独法改革に関する分科会 最終報告書  
(平成24年1月19日)

- ガバナンスの強化やリスク審査能力の向上を図る必要がある。
- 会社法のガバナンスに基づき、政策実施に向けた経営の機動性・効率性を向上させる必要がある。
- 貿易保険の利用者に不便が生じないよう対応するとされていることを前提に、全額政府出資の特殊会社に移行すべきである。

# 貿易再保険特別会計について

- このような貿易保険が引き受けるリスクには大数の法則が働かず、収支が年によって安定しない。また、回収には長期を要する。したがって、国の信用力なしには運営が不可能であり、これまで国の勘定で、区分経理しつつリスクの引受けを行ってきたところ。
- また、現在、国は、NEXIとの再保険契約を通じ、NEXIの引受けに対して政策的な判断を反映させている。
- 特別会計廃止の議論は、以上の趣旨が損なわれないことが前提。具体的には、国の監督権限や国の保証が満たされた形で特殊会社化されることが必要。



## (参考)これまでの議論

日本貿易保険の組織形態、特別会計のあり方については、平成19年以降、累次に亘り、前提条件を整備の上で、全額政府出資の特殊会社に移行する旨の閣議決定等が積み重ねられてきているところ。

### 【独立行政法人整理統合合理化計画(平成19年12月24日閣議決定)】

#### ○日本貿易保険

経営の自由度と効率性を高めるため、全額政府出資の特殊会社に移行する。

### 【特別会計改革の基本方針(平成24年1月24日閣議決定)】

#### ○貿易再保険特別会計

貿易再保険特別会計については、平成27年度末までに廃止し、独立行政法人改革の結果である新法人としての日本貿易保険(NEXI)に移管するものとする。

独立行政法人改革の結果を踏まえ、国家の保証等国の関与の在り方、制度・組織の在り方、移管に伴う業務の効率化・スリム化のための方策等について検討し、「日本再生の基本戦略」を踏まえつつ平成25年の通常国会に法案を提出するものとする。

### 【独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針(平成24年1月20日閣議決定)】

#### ○日本貿易保険

「日本再生の基本戦略」(平成23年12月24日閣議決定)を踏まえ、国の政策意図の反映など国との一体性を高めつつ経営の機動性を向上させるため、国際競争力や利用者の利便性に支障が生じないことを前提に、保険金支払債務等に係る政府保証、安定的な非課税措置、経済産業大臣による指揮監督、予算管理及び組織・事務等の機動性の在り方等を検討の上、全額政府出資の特殊会社に移行する。